

四十三 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>第 1 節 解散の場合の清算所得に対する法人税</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>第 2 節 合併の場合の清算所得に対する法人税</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>(合併に際し資本組入れがあった場合の被合併法人の清算所得等の計算)</u>  <u>19 - 2 - 1 被合併法人の清算所得の金額を計算する場合において、合併法人</u>  <u>が合併に際し、被合併法人の資本積立金額又は利益積立金額を資本に組み入</u>  <u>れたため被合併法人の株主等に交付した株式の価額及び金銭の額の合計額が</u>  <u>被合併法人の合併当時の資本の金額を超えるときは、その超える金額がこれ</u>  <u>らの積立金額のうちどの部分から成るかは令第 9 条《合併差益金のうち被合</u>  <u>併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額》の規定により</u>  <u>計算したところによる。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>(配当等として交付された金額がある場合の被合併法人の利益積立金額の計</u>  <u>算)</u>  <u>19 - 2 - 2 被合併法人の清算所得の金額を計算する場合において、合併交付</u>  <u>金のうちに被合併法人の株主等に対する利益の配当等として交付された金額</u>  <u>があるときは、被合併法人の合併の時における利益積立金額は、当該金額か</u>  <u>ら利益の配当等として交付された金額に相当する金額を控除した金額による</u>  <u>ことに留意する。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>(合併に際し 1 株未満の株式の譲渡代金を被合併法人の株主に交付した場合の</u>  <u>清算所得の計算)</u>  <u>19 - 2 - 3 被合併法人の清算所得金額を計算する場合において、合併法人が</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p>	<p>合併に際し、被合併法人の株主に交付する新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代価を1株未満の株式の株主に交付したときは、その1株未満の株式の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を額面金額により交付したこととなることに留意する。</p> <p>(みなし交付金の計算)</p> <p>19-2-4 合併法人が納付する被合併法人の清算所得に対する法人税等は合併交付金とみなして被合併法人の清算所得の金額を計算することになるから、みなし交付金が増加すれば清算所得の金額も増加し、みなし交付金と清算所得に対する法人税等とは相互に循環的に増加する関係にあるが、この場合のみなし交付金の額は、次の算式により計算した金額による。</p> <p>(算式)</p> $\text{清算所得の金額} \times \frac{\text{総合税率}}{1 - \text{総合税率}}$ <p>(注)1 算式の「清算所得の金額」は、被合併法人の清算所得に対する法人税等の額を合併交付金の額とみなさないで計算した場合の清算所得の金額とする。</p> <p>2 算式の「総合税率」は、次に掲げる率の合計による。</p> <p>(1) 清算所得に対する法人税率(法第115条の税率)</p> <p>(2) (1)の法人税率に清算所得に対する道府県民税及び市長村民税(都民税を含む。)の税率(均等割を除く。)を乗じた率</p> <p>(3) 清算所得に対する事業税の税率</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p>	<p>( 土地譲渡利益金額がある場合のみなし交付金の計算 )</p> <p>19 - 2 - 4 の 2 <u>合併法人が措置法第62条の3第2項第1号二又は措置法令第38条の5第1項第4号《土地重課の適用がある土地等の合併受入れ》に掲げる行為をした場合において、当該行為により措置法令第38条の4第4項第4号イ（同令第38条の5第3項の規定により準用される場合を含む。）及び同令第38条の4第5項第4号イ（同令第38条の5第3項の規定により準用される場合を含む。）《被合併法人に係る土地譲渡利益金額の計算》の規定を適用して計算した被合併法人に係る土地譲渡利益金額があるときは、当該土地譲渡利益金額につき措置法第62条の3第1項又は第63条第1項の規定を適用して算出した法人税額並びに当該法人税額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含み、これらの税に係る均等割を含まない。以下19 - 2 - 4 の2において「土地譲渡利益金額に対する法人税額等」という。）は法第113条《合併の場合のみなし交付金》の規定により合併交付金とみなされることに留意する。この場合において、19 - 2 - 4 に定める算式の適用については、当該算式を次の算式に読み替えるものとする。</u></p> <p>( 算式 )</p> $\left[ \begin{array}{c} \text{清算所得} \\ \text{の金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{土地譲渡利} \\ \text{益金額に対} \\ \text{する法人税} \\ \text{額等} \end{array} \right] \times \frac{\text{総合} \\ \text{税率}}{1 - \text{総合} \\ \text{税率}} + \begin{array}{c} \text{土地譲渡利} \\ \text{益金額に対} \\ \text{する法人税} \\ \text{額等} \end{array}$ <p>(注) 算式の「清算所得の金額」及び「総合税率」は、19 - 2 - 4 の(注)に定めるところによることに留意する。</p> <p>( 廃 止 )</p> <p>( 抱き合わせ合併のみなし交付金の規定の適用 )</p> <p>19 - 2 - 5 <u>令第170条《合併法人が合併前に被合併法人の株式等を取得し</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p>	<p><u>た場合の合併による清算所得の金額の計算》の規定は、新設合併の場合において合併により消滅した法人が合併により消滅した他の法人の株式を取得しているときにおいても適用があるものとする。</u></p> <p>( 合併法人が合併前に取得した被合併法人の株式につき新株を割り当てた場合の清算所得 )</p> <p><u>19 - 2 - 6 合併法人が、合併前に取得した被合併法人の株式につき、合併に際し、新株の割当てをした場合においても、その取得により清算所得を不当に減少すると認められるときは、その取得価額から割り当てた新株の額面金額を控除した金額を合併交付金とみなし、令第170条《合併法人が合併前に被合併法人の株式等を取得した場合の合併による清算所得の金額の計算》の規定を適用するものとする。</u></p> <p>( 廃 止 )</p> <p><u>( 抱き合わせ合併に係るみなし交付金の規定を適用しない場合 )</u></p> <p><u>19 - 2 - 7 合併法人が合併前に被合併法人の株式 ( 出資を含む。以下19 - 2 - 7において同じ。 ) を取得した場合においても、当該合併法人に対して当該株式の譲渡をした者がその譲渡につき所得税又は法人税の課税を受けているときは、当該株式については、令第170条《合併法人が合併前に被合併法人の株式等を取得した場合の合併による清算所得の金額の計算》の規定の適用はないものとする。ただし、当該株式の全部又は一部が当該譲渡をした者によって合併を予期して他の者から取得されたものであり、かつ、当該他の者 ( 当該他の者に事情を知って当該株式の全部又は一部を譲渡した他の者を含む。 ) の当該株式の譲渡につき所得税又は法人税の課税を受けない場合には、その課税を受けない部分の株式については、この限りでない。</u></p>